

法律文書練成講座（憲法）

〔問題〕

20**年の初頭に、P県の沖合を震源とする大震災が発生し、P県を中心に未曾有の被害が生じた。

甲さん（女性・38歳）は、この大震災に伴う津波で夫を亡くし、小学6年の息子を女手一つで養育しなければならなくなった。P県知事に対して被災母子特別支援金の受給資格について認定の請求をしたところ、これが認められた。甲さんは、震災以前から常勤の会社員として働いており、自宅の損壊も軽微であった。それゆえ生活が苦しいわけではないものの、被災母子特別支援金は日常生活費の重要な一部となっている。

乙さん（男性・38歳）は、同じ大震災による自宅の倒壊が原因で、妻を亡くした。乙さんと小学6年の息子は、辛くも脱出に成功し、軽傷を負うだけで助かった。もっとも、店舗を兼ねた自宅の倒壊により長年営んできた食堂は再開の見込みが立たず、さらに常勤の公務員として家計を支えてくれた妻の死亡が重なって、生活は困窮している。乙さんは念のため、P県知事に対して被災母子特別支援金の給付を申請してみたものの、受給資格の認定は法律の規定に従って拒けられた。

法律がこのように被災母子家庭にのみ特別支援金の制度を設け、被災父子家庭には同様の制度を設けなかったことについて、国は、世帯の生計はなお主として男性によって支えられる場合が多く、特段不合理な規定ではないと説明している。これに対して乙さんは、日本国憲法14条1項の観点から本件法律の違憲性を確信し、裁判所に訴えを提起した。

〔設問〕

あなたが裁判官だとしたら、本件法律の違憲性（憲法14条1項との抵触の有無）について、どのような判決を下すか。当該判決に対する反論可能性を十分に意識しながら、詳しく論じなさい。

【参考資料】

被災母子特別支援金の支給に関する法律（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、災害により父と生計を同じくすることを得なくなった児童について被災母子特別支援金を支給し、もって被災児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条（定義）

この法律において「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

第4条（被災母子支援金の支給）

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、その母

に対し、被災母子特別支援金を支給する。

- 一 災害により父が死亡した児童
- 二 災害により父が精神又は身体に著しい障害を受けた児童
- 三 災害により父が生死不明の児童
- 四 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

第5条（支給額）

被災母子特別支援金は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、2万3千円とする。

第6条（支給期間）

被災母子特別支援金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

法律文書錬成講座（憲法）

【出題趣旨】

本問は、災害復興支援に絡む架空の法律を素材に、平等原則からの考察を求める事例問題である。いわゆる「堀木訴訟」上告審判決（最大判昭和 57・7・7 民集 36 巻 7 号 1235 頁）が、自説またはそれに対する反論可能性の中で、適切に踏まえられなければならない。

【採点基準】

- ① 14 条の下で不合理な別異取扱いのみを違憲とすべきことが適切に踏まえられているかどうか。（5 点）
- ② 立法目的と別異取扱いとの関連性に着目しつつ、法律に対する違憲審査の基準が適切に設定されているかどうか。特に上記の「堀木訴訟」上告審判決が正確に踏まえられているか。（20 点）
- ③ その基準が本件事案の特性を踏まえつつ適切に活用されているかどうか。具体的には、支給額や支給期間、さらには問題文に記された国の説明が考慮に収められているか。（20 点）
- ④ 自説に対する反論可能性が十分に考慮・言及されているかどうか（5 点）